

No	614	事務事業評価票		所管部長等名	代表監査委員 小嶋 宣雄					
評価対象年度		平成 24 年度		所管課・係名	監査委員事務局 監査係					
				課長名	浅田 敏男					
(Plan) 事務事業の計画										
事務事業名	監査事務事業			会計区分		一般会計				
				款項目コード(款-項-目)		02	—	06	—	01
				事業コード(大-中-小)		06	—	11	—	26
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)		市民と行政がともに歩むために							
	施策の大綱(節)【政策】		効率的・効果的な行財政の経営							
	施策の展開(項)【施策】		行政の効率化の推進							
	具体的な施策と内容		適切な行政経営							
事務事業の目的		公正で合理的かつ能率的な行政運営を確保するため、財務に関する事務の執行、経営に係る事務の管理、その他事務の執行について監査、審査を行う。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)		○監査を地方自治法に基づき実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会、市長、行政委員会等に提出し、公表する。 ○決算審査及び財政健全化判断比率等審査は、地方自治法に基づき市長からの依頼を受け、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているか、財政の健全性が保たれているかを審査する。								
根拠法令、要綱等		地方自治法第199条、第200条、第233条、第235条の2、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条								
実施手法 (該当欄を選択)		● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 義務である 義務ではない
事業期間		開始年度		合併前		終了年度		未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他事務の執行	【定期監査】監査対象課の財務事務に関する簿冊を監査委員事務局に搬入し、事務局職員1~2名により概ね7日間で書類審査、対象課とのヒアリングを実施する。指摘した内容は、年3回実施している監査講評で所管課に伝え、対応方針、措置状況等の回答を依頼している。なお、監査結果については、定期監査報告書を作成し、市長、市議会議長、行政委員会等に報告するとともに、公表している。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	【決算審査】決算書その他予算の執行状況を確認できる書類の提出を受け、審査する。審査結果を基に意見書を作成し市長に提出する。 【例月出納検査】予算の執行状況を確認できる書類の提出を受け、毎月の現金収入や支出の事務処理が適正・正確に行われているか検査を実施する。 【財政健全化判断比率等審査】地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成された調書の提出を受け、審査する。審査結果を基に意見書を作成し市長に提出する。
・違法、不正な事務があれば、指摘し改善を求める。 ・事務基準等に反する事務処理を指摘し改善を求める。 ・非効率的な予算の執行があれば、指摘し改善を求める。 ・財政の健全性が保たれていない場合は、指摘し改善を求める。	

事業開始時点からこれまでの状況変化等

コスト推移		24年度決算	25年度予算	26年度見込	27年度見込	28年度見込		
総事業費 (単位:円)		37,449,465	37,428,000	37,428,000	37,428,000	37,428,000		
事業費(直接経費) (単位:円)		2,449,465	2,428,000	2,428,000	2,428,000	2,428,000		
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0		
	その他特定財源	0	0	0	0	0		
	一般財源	2,449,465	2,428,000	2,428,000	2,428,000	2,428,000		
人件費		24年度	25年度見込	26年度見込	27年度見込	28年度見込		
概算人件費(正規職員) (単位:円)		35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000	35,000,000		
正規職員従事者数 (単位:人)		5.00	5.00	5.00	5.00	5.00		
臨時職員等従事者数 (単位:人)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	定期監査	課	42	42	42	42	42
	②	定期監査(学校、出先、財政援助団体等)	箇所	37	35	35	35	35
	③							
〈記述欄〉※数値化できない場合		決算審査(一般会計、特別会計、企業会計)、財政健全化判断比率等審査、経営健全化審査(特別会計、企業会計)、議会政務調査費						

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方		単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	監査講評指摘事項	定期監査の講評時(学校・出先を除く)に改善するよう指摘した事項で、各課の事務改善が進めば指摘数は減少する。		件	326	300	280	260	240
	②									
	③									
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A	(現状分析等) ①公正で合理的かつ能率的な市の行・財政運営を確保するために実施するものです。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	A	②③地方自治法等で監査委員が実施するよう定められている事務である。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	A	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	(現状分析等) ①違法、不正となるものは見受けられないが、内部事務基準等に反する事務処理が散見される状況となっており、是正を求め、注意を喚起している。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	②財務事務のルール遵守を促す一方で、ルールの中に事務の効率化等を阻害している不要・不合理な点が無いか、併せて注視していく必要がある。
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	(現状分析等) ①中核市以上の規模の自治体には包括外部監査が義務付けられているが、あくまでも監査委員制度を補完するもので、内部監査が不要となるわけではない。義務付け団体以外で包括外部監査の契約を行っている団体は全国で十数団体のみ。契約先は公認会計士が大半である。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	B	②指定管理者制度を導入する公の施設が増加しているが、指定管理者を対象とした監査については割ける日数に限度があるため、施設の所管課が平成24年度から実施することとされている指定管理者へのモニタリングの状況を確認することで、指定管理者の監査を簡素化できないか検討していく。
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費の削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	③見直しの余地は皆無ではないが、全国の同等規模の自治体の中では下位に属する金額であり、監査委員の職責の重さを考慮すれば、これ以上の削減は難しい。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	不要(廃止)	(今後の方向性の理由)			
	民間実施 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 市による実施(要改善) ● 市による実施(現行どおり) 市による実施(規模拡充)	民間実施として包括外部監査と個別外部監査がある。包括外部監査は、定期監査の外に毎年度テーマを定めて実施されるもので、実施を義務付けられている自治体以外での実施は少ない。請求監査等を外部で行う個別外部監査は、全国で1割強の自治体で導入されているが、実際に契約を締結されている数は全国の市で年に1~2件程度で、制度自体が形骸化している。これらの外部監査は、定期監査とは別に実施されるもので、外部監査を実施するには、委託料を別途予算措置する必要があり、現時点では外部監査は考えていない。			
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
	平成25年度から指摘方法を見直し、誤りや不適切な事務処理の指摘と、その他のアドバイスの指摘を区分して相手方に伝えるようにした。また、状況等を多面的に捉え、独善的な指摘とならないよう監査担当者以外の見解を出し合う場を設けた。これらは、指摘の度合いを明らかにすることや、裁量の余地がある場合を認めた上で、なお、不適切と思われる部分を指摘することで、指摘の実効性を確保するとともに、監査の信頼性を高めるため取り組み始めたもの。				
改革改善による期待成果					
成果	コスト			外部評価の実施	実施年度
		削減	維持		
	向上		●	(委員からの意見等) 特になし	
	維持				
低下					